

特定半導体基金事業費助成金交付規程

2022 年 4 月 30 日

2022 年度規程第 1 号

一部改正 2023 年 3 月 31 日 2022 年度規程第 65 号

一部改正 2025 年 3 月 31 日 2024 年度規程第 80 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第 14 号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号。以下「5 G 促進法」という。）第 29 条第 1 号に規定する認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金（以下「助成金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第 2 条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 15 年経済産業省令第 120 号）、先端半導体生産基盤整備基金補助金交付要綱（20220224 財情第 3 号）、先端半導体生産基盤整備基金補助金実施要領（20220224 財情第 3 号）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15 度新エネ総第 1001004 号）、特定半導体基金事業の実施に関する規程（2021 年度規程第 32 号）及び特定半導体基金の管理及び運用に関する機構達（2021 年度機構達第 11 号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この規程で「助成事業」とは、5 G 促進法第 11 条第 3 項の規定により経済産業大臣から認定（同法第 12 条第 1 項による変更の認定を含む。）を受けた特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行う事業（特定半導体生産施設整備関係に限る。）をいう。

2 この規程で「助成事業者」とは、5 G 促進法第 11 条第 5 項の規定により経済産業省から機構に通知（同法第 12 条第 5 項において準用する同法第 11 条第 5 項の規定による通知を含む。）があった特定半導体生産施設整備等計画を行う認定特定半導体生産施設整備等事業者であって、助成事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第 4 条 機構は、第 3 条第 1 項に定める特定半導体生産施設整備等を行う者に対し、当該特定半導体生産施設整備等に必要な費用（特定半導体生産施設整備関係に限る。）の一部を助成する。ただし、第 23 条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

(助成対象費用等)

第5条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、5G促進法第11条第3項により認定（同法第12条第1項による変更の認定を含む。）を受けた特定半導体生産施設整備等計画の事業期間に行う第4条に規定する特定半導体生産施設整備等に必要な費用（特定半導体生産施設整備関係に限る。）のうち、別記に掲げるものの範囲とする。なお、助成対象費用に含めることに疑義がある費用については、あらかじめ経済産業省と協議するものとする。

- 2 助成対象費用は、前項の事業期間において発生した費用とし、第7条第2項の規定に基づく交付決定通知書の交付決定日までに発生した費用は交付決定日の属する会計年度の助成対象費用とすることができる。
- 3 助成金の額は、助成対象費用の総額に $1/2$ 以内で経済産業省が指示する助成率を乗じた金額以内とする。
- 4 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

(交付の申請)

第6条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

- 2 機構は、5G促進法第2条第4項に規定する特定半導体の生産実績がない者が交付の申請をしようとする場合は、5G促進法第11条第3項の規定に基づく認定（同法第12条第1項による変更の認定を含む。）において、代表申請者が特定半導体生産施設整備等計画に基づく事業が実施できなくなった場合に代わりに当該事業を引き継いで実施することができる旨の誓約書等を提出した共同申請者と共同して交付の申請を行わせるものとする。
- 3 機構は、申請者が前各項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第7条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により助成金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

- 5 機構は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
- 五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。
- 六 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が100万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。
- 七 機構は、助成事業者が前号の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。
- 八 前二号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。
- 九 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。

- 十 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第4による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 十二 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日（第三号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。以下同じ。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 十三 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち合わせるときは、これに応ずべきこと。
- 十四 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- 十五 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十六 助成事業者は、機構が第18条第3項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十七 助成事業者は、第18条第1項及び第2項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第17条第1項第八号の規定による場合はこの限りではない。
- 十八 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十九 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第16条第1項により処分（助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- 二十 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。
- 二十一 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第6による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 二十二 助成事業者は、助成事業の完了年度の翌年度以降助成事業に係る5G促進法第11条第1項に規定する認定特定半導体生産施設整備等計画の継続生産の終了日が属する会計年度の終了日の翌

日から起算して61日までに、又は機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、当該助成事業により取得した取得財産等が当該計画の特定半導体生産施設の生産の内容に沿って使用しているかについて、様式第7による事業継続状況報告書を機構に提出すべきこと。

二十三 助成事業者は、助成事業で整備されたものを発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、事前に機構に対し別途定める方法により報告することとし、また、機構の事業で整備されたものであることを明示すること。

二十四 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める施設等整備責任者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第8（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）、様式第10-1及び様式第10-2を除く。

二十五 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十六 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

二十七 助成事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

二十八 第6条第2項の規定に基づく交付の申請がなされ、第7条第2項の規定に基づく交付決定を受けた場合は、本助成金に係る機構に対する債務は第6条第2項の代表申請者と共同申請者の連帯債務となること。

二十九 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。

三十一 助成事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告の要求、助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告若しくは当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。

三十二 助成事業者は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において民間部門における分配強化に向けた強力な支援として賃上げの推進が掲げられたことを踏まえ、本助成事業の実施に当たっては、本助成事業の実施前の給与額以上又は地域性等を考慮した平均給与額以上の給与額の設定に努めること。

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第7条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第9条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第二十一号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

第10条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第8による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第8条第1項第二号ただし書の場合については、様式第9による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者速やかに通知するものとする。
- 3 第7条及び第8条の規定は、前項の通知をする場合に準用

(助成事業の承継)

第11条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に係る5G促進法第11条第1項に規定する認定特定半導体生産施設整備等計画の継続生産を含む。以下この条において同じ。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第10-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者様式第10-2による承継申請書をあらかじめ提出させるものとする。
- 3 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者様式第10-1による承継申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 4 機構は、第1項及び前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者通知するとともに経済産業省に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

第12条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第11による確定通知書によって当該助成事業者通知するものとする。

- 2 前項の助成金の確定額は、年度限度額と前項の規定による年度毎の実績報告書助成対象費用（費目毎に配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）に助成率を乗じて得た額とのいずれか低い額の合計額とする。

(助成金の支払)

第13条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

- 2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第12-1による助成金概算払

請求書又は様式第 13 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

第14条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。
- 3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第14による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。
- 4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。）までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第15による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第16による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

第16条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。

- 2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第8に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第17により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第12条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

第17条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- 二 助成事業者が、第7条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
- 三 助成事業者が、第8条の規定により付された条件に違反したとき。
- 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。

五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

六 助成事業者が、第23条の規定の誓約に違反したとき。

七 5 G 促進法第12条第4項又は同条第5項において準用する第11条第5項の規定による通知があり、経済産業省から取り消す交付決定の内容に関して指示があったとき（第12条に規定する助成金の額の確定がなされた後に当該指示があった場合を含む。）。

八 天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項第一号から第七号に掲げるものについては、第12条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第17に準じた様式により速やかに助成事業者へ通知するとともにその旨を経済産業省に報告するものとする。

（助成金の返還等）

第18条 機構は、前条（第1項第七号を除く。）の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、前条第1項第七号の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する経済産業省からの指示に従って、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

3 機構は、第12条の規定に基づき額の確定をした場合（第16条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

4 機構は、前3項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

一 返還すべき助成金の額

二 加算金及び延滞金に関する事項

三 納期日

5 機構は、第1項、第2項又は第3項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第18又は第19により報告させるものとする。

6 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第4項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第19条 助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第20により速やかに機構へ報告しなければならない。

2 機構は、第7条第5項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第4項及び第6項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

第20条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(事業継続状況の報告)

第22条 機構は、助成事業者に助成事業の完了年度の翌年度以降助成事業に係る5G促進法第11条第1項に規定する認定特定半導体生産施設整備等計画の継続生産が終了するときは、終了の日が属する会計年度の終了日の翌日から起算して61日までに、又は継続生産が終了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、当該助成事業により取得した取得財産等が当該計画の特定半導体生産施設の生産の内容に沿って使用しているかについて、様式第7による事業継続状況報告書を提出させるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(外国法人の特例)

第 24 条 助成事業者が外国法人であるときは、この規程の効力又は手続について、次に規定するところによる。

- 一 この規程の解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
- 二 この規程に定めのある期日はいずれも日本標準時間による。
- 三 相互の意見の疎通を図るため、助成事業者はこの規程で定める文書、書類、報告書等のうち機構が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、この規程に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、助成事業者の負担で講ずるものとする。
- 四 助成事業者は、日本国内にこの規程で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う権限を有する代理人をおくものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに機構に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則

この規程は、2022 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (2023 年 3 月 31 日 2022 年度規程第 65 号)

この規程は、2023 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (2025 年 3 月 31 日 2024 年度規程第 80 号)

この規程は、2025 年 4 月 1 日から実施する。

助成対象費用（内容）	
費目	細目
I 機械装置等費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
II 労務費（助成対象外）	
III その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費（助成対象外）
	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計、工場設備管理（薬液、ガス等）、フォトマスク作成等の外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な経費（光熱水料、借料、運送費、関税等）。